

# 認定書

国住指第3177号  
令和7年11月28日

株式会社境鉄工所  
代表取締役 境 正信 様

国土交通大臣 金子 恭之

下記の構造方法等については、建築基準法第68条の25第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行規則第1条の3第1項第一号イ及び同号ロ(1)の規定に適合するものであることを認める。

## 記

1. 認定番号  
TFBH-256163
2. 認定をした構造方法等の名称  
鉄骨製作工場において溶接された鉄骨の溶接部
3. 認定をした構造方法等の内容  
下記及び別添の「1.品質管理体制」による。
  - (1)鉄骨製作工場の名称及び所在地
    - ①名称 株式会社境鉄工所 本社工場
    - ②所在地 長崎県長崎市三京町2842番地3
  - (2)適用範囲
    - ①建築鉄骨溶接構造の400N、490N及び520N級炭素鋼で板厚60mm以下の鋼材とする。ただし、開先加工を施さない通しダイアフラム、ベースプレート及びノンダイアフラム形式柱梁接合部の厚肉パネルの板厚は、60mmを超えることができる。
    - ②作業条件は下向、横向及び立向姿勢とする。溶接技能者の資格は、SA-3F、SA-3H及びSA-3V又はA-3F、A-3H及びA-3Vとする。
    - ③鋼種と溶接材料の組み合わせによる入熱及びパス間温度の管理値は、別添の「2.入熱・パス間温度」による。
    - ④溶接方法、鋼種及び板厚の組み合わせによる予熱温度の管理値は、別添の「3.予熱管理」による。

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。  
令和7年10月1日より大臣印の押印が廃止されております。